

新規創業にチャレンジする方を応援します！！



創業補助金



砂川市は、創業者が持続可能な経営を行えるよう、商工会議所の支援を受けて販路拡大・売上拡大に取り組む事業を応援しています。

事業者として砂川市に根付き、地域の方々に必要とされる事業者として成長するための第一歩を応援する制度です。

補助金概要

補助上限額：30万円

補助率：70/100

補助対象者：次のいずれの要件も満たす中小企業者等

- ①創業後5年未満の者。
- ②産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業の支援を受けた者。

「商工会議所主催の創業セミナーを全分野（経営、販路拡大、財務、人材育成）受講した者」

- ③応募者が個人の場合、砂川市内に居住している者で砂川市内において事業所又は店舗を有している者。応募者が法人の場合、砂川市内に主たる営業所を有している者。

補助条件：①市税の滞納がないこと。

- ②砂川商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であり、砂川商工会議所による事業計画の策定から実行までの支援を受けることについて、確認書への記入・押印により確認されること。

補助対象経費：旅費、印刷製本費、広告宣伝費、デザイン料、原材料費、試作・実験費

事業例：チラシ作成、雑誌掲載、メニュー表作成、自作ロゴ制作、新商品開発・改良 など

申請は事業開始の1か月前までにお願ひ致します！



お申し込み・お問い合わせ先

補助金に関すること ▶

砂川市役所 商工労働観光課 商工振興係
☎ 0125-74-8382

創業セミナーに関すること ▶

砂川商工会議所
☎ 0125-52-4294